

# 主任介護支援専門員更新研修に関するQ&A

平成28年7月1日作成  
愛媛県長寿介護課

## 1 研修に関すること

### 《受講要件について》

#### Q1 受講要件はどのような内容ですか。

【A1】 受講対象者は、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者であって、次の①～⑤までのいずれかに該当し、かつ主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年以内の指導事例が提出できる者となっています。

受講要件	
①	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
②	地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修に年4回以上参加した者
③	日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
④	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
⑤	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

#### <要件①に関する事>

#### Q2 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者」の基準はありますか。

【A2】 介護支援専門員の資質向上に必要な知識技術の習得のための研修において、主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年間に1回以上介護支援専門員に係る研修の企画、講師ファシリテーターの経験がある者となります。

#### Q3 「介護支援専門員に係る研修」とは具体的にどのような研修が当てはまりますか

【A3】 介護支援専門員の資質向上に必要な知識技術を修得するための研修であり、以下のような研修が当てはまります。

なお、所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修は該当しません。

#### 《該当する研修例》

- ・ 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく法定研修
- ・ 都道府県、市町村、地域包括支援センターが行う研修
- ・ 日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県各支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会が行う研修
- ・ 上記の機関・団体に準ずるものを行う研修

#### ※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例

- ・ 介護支援専門員連絡協議会が行う研修
- ・ 社会福祉協議会（都道府県、市町村）が行う研修 等

#### Q4 「介護支援専門員に係る研修の企画」とはどのような役割が該当しますか。

【A4】 年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者（研修委員や役員としての参画等）として、企画から開催まで主に関わった場合を指します。

企画業務への関わりが薄い場合（講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務への

関わりのみ)は該当しません。

**Q5 「ファシリテーター」とはどのような役割が該当しますか。**

【A5】 「ファシリテーター」とは研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により、研修の進行を推進する者をいいます。受付や進行の司会者は該当しません。

**Q6 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者」の証明は何を添付すればよいですか。**

【A6】 講師依頼文書等の写し等で日時、内容、役割(企画、講師、ファシリテーター)等が確認できる資料を添付してください。

**<要件②に関する事>**

**Q7 「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等」とはどのような研修が該当します**

【A7】 介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修であり、研修時間が90分以上のものとしします。

平成28年度については平成25年度以降に実施されたものであり、原則、修了証や出席証明書等(任意の様式で可)で参加したことが証明できる研修としします。

但し以下のような研修は該当しません

※《対象外の研修》

介護支援専門員としての業務遂行のために必須とされている研修(認定調査員研修等)、地域ケア会議、業務連絡を主とした連絡会、情報交換会、施設見学や施設紹介を主とした研修会、行政説明会、所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修や所属法人内部で行われている定例的な事例検討会 等

**Q8 「地域包括支援センターや職能団体等」とはどのような機関が該当しますか。**

【A8】 以下のような機関が該当します。

但し、介護支援専門員を対象とした研修であり、介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修内容であることが条件になります。

- ・都道府県、市町村、地域包括支援センター
- ・日本介護支援専門員協会(他県ブロック、県支部を含む)、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会
- ・上記の機関・団体に準ずるもの

※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例

- ・介護支援専門員連絡協議会
- ・社会福祉協議会(都道府県、市町村)

※詳細については個別にお問い合わせください。

**Q9 「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、年4回以上とはどの期間になりますか。**

【A9】 「年4回以上」とは、主任介護支援専門員の資格を有する期間(直近の過去5年間以内)のいずれかの1年度(4月1日~翌年3月31日の1年間)を指します。

年度をまたいで受講した研修の合算はできませんのでご注意ください。

複数日にまたがる研修で1日当たりの研修時間が90分以上の場合は1日を一回とカウントしても構いません。

但し、受講申し込み時点での「受講見込み」は回数に含まれません。

※本来、自己研鑽は自分に必要と思う研修を自ら受講することに意義があります。自己研鑽を積むということでは回数に限らず積極的に研修を受講していくことを心がけて下さい。

**Q10 「職能団体等が開催する法定外の研修等への参加の証明」はどのようにすればよいですか**

【A10】 修了証・出席証明書及び研修カリキュラムが確認できる文書等の写しを添付してください。  
証明書等の様式については任意の様式で構いませんが、受講者名、研修名、研修日時、実施機関の証明印等の記載が必要です。

**<要件③に関する事>**

**Q11 「日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者」とはどのような者が該当しますか？**

【A11】 日本ケアマネジメント学会以外の他団体が実施する研究大会等において「ケアマネジメントに関する研究内容」の演題発表を行った者も該当します。  
また、共同研究者で、発表抄録に氏名が記載されていれば同等の経験者とみなします。

**Q12 「職能団体等が開催する法定外の研修等」において、証明書の発行がない時は、どうしたらいいですか。**

【A12】 修了証明書等の発行がない場合は、受講（参加）した事がわかる個人名が記載された書類の写し等を提出して下さい（例えば、氏名、研修名、研修日時等が記された参加通知、名札、参加券、領収書、研修時間の確認できるプログラム等）。

**<要件④に関する事>**

**Q13 認定ケアマネジャーの証明は何を提出すればいいですか？**

【A13】 有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出して下さい

**<要件⑤に関する事>**

**Q14 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認めるものほどのような経験が必要ですか？**

【A14】 県内の地域包括支援センターに所属する者で、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する相談対応や指導・支援等3年以上行った経験のあるものであり、市町の推薦を受けた者としています。

**《事例の提出について》**

**Q15 主任介護支援専門員研修を受講する前に準備することがありますか。**

【A15】 研修受講前に自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにしてください。提出様式については受講決定の際にお知らせする予定です。

**Q16 事例(指導事例)の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか。また、現任としての指導事例がないのですが、どうしたらいいですか？**

【A16】 現任でなくても、受講は可能です。但し指導事例の提出が出来なければ受講はできません。  
また、研修の効果を考えて、現在も指導を継続している事例が望ましく、過去の事例においても継続して指導をした事例の提出をお願いします。

**Q17 現任ですが、一人ケアマネのため、指導事例がありません。どうしたらいいですか。**

【A17】 指導事例が提出できない場合は受講が出来ません。  
主任介護支援専門員は他の介護支援専門員に対する適切な助言・指導などを実践することを目的に制度化された資格です。そのため、資格取得後は指導した経験があることが前提となります。

**Q18 施設の介護支援専門員への指導事例の提出でも受講は可能ですか。**

【A18】 受講できません。

事例の提出については、愛媛県内の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に対して指導をした事例の提出に限っています。

## 2 登録等に関すること

### 《登録及び受講時の留意点について》

**Q19 主任介護支援専門員資格の有効期間について教えてください。**

【A19】 有効期間は主任介護支援専門員研修修了日から5年間です。

**Q20 介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか。**

【A20】 受講できません。

介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員資格も喪失されます。主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、介護支援専門員更新研修を受講し、一度専門員証を更新してください。

**Q21 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか。**

【A21】 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格喪失となります。ただし、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です。

**Q22 主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、通常の更新研修を受講しなくてもいいのですか。**

【A22】 主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります。

その場合は、「介護支援専門員証の有効期間」は、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間（5年間）に置き換えられます。

**Q23 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を修了できなかった場合はどうなりますか。**

【A23】 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに主任介護支援専門員更新研修を未修了の場合、又は修了後に主任介護支援専門員としての更新手続きをしない場合は、有効期間満了日経過後は主任介護支援専門員業務に従事できなくなります。

**Q24 主任介護支援専門員更新研修を修了した後に更新申請の手続きは必要ですか。**

【A24】 別途、更新の手続きが必要です。

主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません。介護支援専門員証の更新と同様、有効期間内に更新手続きをしてください。

なお、個別のご案内はありませんのでご自身で忘れないように手続きをお願いします。

**Q25 主任介護支援専門員更新研修はいつから受けることができますか。**

【A25】 主任介護支援専門員更新研修の受講対象者は、主任介護支援専門員研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者となっていますので、修了証明書の有効期間にご注意ください。

また、現在介護支援専門員証を失効している方は受講できません。主任介護支援専門員更新研修を受講するためには、まず再研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けた後に受講が可能となります。

**Q26 経過措置の期間が適用される場合について教えてください。**

【A26】《経過措置の期間》

- ・平成18～23年度までの修了者→平成30年度（有効期間満了日：H31.3.31）まで
- ・平成24・25年度の修了者→平成31年度（有効期間満了日：H32.3.31）まで
- ・平成26年度以降の修了者については、経過措置期間はありません。

なお、H27年度までに発行されている修了証明書については有効期間が記載されていないので、経過措置の対象とならない平成26、27年度発行の修了証明書をお持ちの方については、修了証明書の発行日の5年後の前日が有効期間満了日となります。

但し、今後厚生労働省から詳細な取り扱いが示される予定であり、取扱いに変更が生じる場合があります。

※愛媛県で実施した主任介護支援専門員研修修了書の有効期間満了日は下表のとおりです。愛媛県外で受講された方は、登録されている都道府県へお問い合わせください。

主任介護支援専門員 修了年度	主任介護支援専門員研修 修了証の有効期間満了日	主任介護支援専門員 修了年度	主任介護支援専門員研修 修了証の有効期間満了日
平成18年度	平成31年3月31日	平成23年度	平成31年3月31日
平成19年度	平成31年3月31日	平成24年度	平成32年3月31日
平成20年度	平成31年3月31日	平成25年度	平成32年3月31日
平成21年度	平成31年3月31日	平成26年度	平成32年2月22日
平成22年度	平成31年3月31日	平成27年度	平成33年2月21日

**Q27 主任介護支援専門員更新研修が修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか。**

【A27】 受講できません。

介護支援専門員証の有効期間内に主任更新研修を修了できない場合は、先に通常の更新研修を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新したのち、主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

**Q28 主任介護支援専門員資格を更新しなかったのですが、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいですか**

【A28】 主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格が喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修から受講する必要があります。

**Q29 主任介護支援専門員研修を受講した場合も主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されますか**

【A29】 免除されません。

主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は更新研修を受講したとみなされますが、主任介護支援専門員研修を受講したことで更新研修は免除されません。

**Q30 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合でも、主任介護支援専門員資格は有効ですか。**

【A30】 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員資格も失効となります。

**Q31 提出先・問合せ先はどこになりますか。**

【A31】 介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の発行などに関する提出先・問合せ先は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課になります。（研修の申込先などは、愛媛県社会福祉協議会となります。）

各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。

<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/care/oshirase/touroku/kojin.html>

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 介護研修係

TEL 089-912-2338 FAX 089-935-8075

**【注意】**

◆主任介護支援専門員更新研修については、現時点で見込まれている情報を掲載しています。今後、厚生労働省からQ&Aが示される予定であり、変更が生じる場合がありますので予めご了承ください。



